

【住居確保給付金の申請時に必要なもの】

1	住居確保給付金申請書（2通）	※「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）」 ※「住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）」
2	申請者の身分証明書 (顔写真付きのもの)	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、在留カード、パスポート、各種障がい者手帳など 注：顔写真付きのものがない場合、各種健康保険証、年金手帳、住民票などでご相談ください。
3	離職・廃業 または 休業や減収の状態等が分かる書類	離職・廃業 ⇒ 2年以内に離職、廃業したことが確認できる書類（離職票、失業給付の受給者証、廃業届など） 休業状態等 ⇒ ・勤務先、契約先の休業を証明する書類や画像 ・勤務先、契約先から出勤停止や勤務削減を指示されたことを証明する書類や画像 注：休業等を知らせる通知やメール、社内掲示物の写真画像、減収が証明できる書類（減収前と減収後の給与明細書や事業収支が分かる書類）など。 注：上記書類等がない場合は、所定の※「申立書（参考様式5または5-2）」や「社会福祉協議会の特例貸付決定通知書」での代用を検討しますのでご相談ください。
4	収入状況が分かるもの (世帯内で収入がある全員分)	・給与明細書、事業収支が分かる書類（web明細の場合はスマートフォン画面を撮影または印刷した物などでも可） ・年金振込み額が分かる書類（振込み通知ハガキ、振り込まれる通帳など） ・失業給付、児童手当、障がい者手当などの給付額が分かるもの（受給者証、振込まれる通帳など） ・その他、定期的に得ている収入の金額が分かるもの
5	資産状況が分かるもの (世帯内の全員分)	・預金通帳（アプリ等の場合はスマートフォン画面を撮影または印刷した物などでも可） 注：口座があるすべての銀行等の通帳を、申請手続きの直近で記帳した状態でお持ちください。 世帯員が20歳未満の学生等の場合は不要です。
6	住宅の賃貸契約書	最新の賃貸契約書一式（申請時に賃貸契約中であることを証明できるもの。更新した契約書も可）
7	不動産業者等による居住証明	※「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）」 注：不動産業者等に作成していただく書類です。証明を受けた状態(作成済み)でないと申請できません。
8	家賃の支払い状況が分かるもの	引落しや振込み時の印字がある通帳、振込み時の伝票、領収書など
9	光熱費等の契約が分かるもの	電気、ガス、水道、電話などの請求書、領収書、検針票などで、住所と契約者名が記載されているもの
10	申請者の印鑑	注：シャチハタ等の簡易印ではなく朱肉を必要とする印鑑。

注：※印の書類は、所定の用紙があります。生活サポートセンターふじみでお受取りいただくか、富士見市社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。その他、ご不明な点等は、生活サポートセンターふじみ（TEL 049-265-6200）へご連絡をお願いします。